

「弁護士は事件になったら相談すればいい」
「顧問の税理士の先生に法律のことも相談する」
「税理士や社労士の先生とは何が違うの？」
「顧問弁護士って、どう役に立つの？」
「顧問料って高いのでは？」
「顧問弁護士をお願いするメリットは？」
「弁護士に早期に相談して良かった例は？」

……と思ったことがある方は是非とも！

平成24年3月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

ミニ・セミナーのご案内 “**弁護士の上手な活用法**” ～紛争予防・早期対応のために～

拝啓 厳寒の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、事業者や各種団体の皆様方（代表者・法務ご担当等）、かかりつけ弁護士に興味をお持ちの個人の方が主な対象です。すでに顧問としてお願いしている税理士さんや社労士さんはいても、顧問の弁護士がないという方や、既に弁護士との接点をお持ちの方にも、事業活動によりいっそうご活用していただけるよう、弁護士活用による成功事例を紹介しながら、当事務所の大橋弁護士がお話しいたします。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて3/16（金）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 **大橋 良二**（当事務所 新発田事務所長）

〈日時〉 平成24年3月19日（月） 午後3時～4時

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（税込み）＊当日、会場にて申し受けます。

＊特典1：お二人目からは1,000円 ＊特典2：無料相談券をプレゼント中。

～ お知らせ ～ 次回のミニ・セミナーは、4月24日（火）午後3時を予定しています。
「その契約書で大丈夫？～取引基本契約書を中心に～」 講師：弁護士 今井 慶 貴

FAX (025) 280-1552 【**弁護士の上手な活用法 セミナー申込用紙**】

事業所名・ 参加者氏名			
住 所	(〒 -)		
質問事項			
電 話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]